

JIS

行政，商業及び輸送のための電子データ交換
(EDIFACT) — 業務レベル構文規則
— 第1部：共通構文規則及び
共通構文用ディレクトリ

JIS X 7011-1 : 1999

(ISO 9735-1 : 1998)

(2004 確認)

平成11年4月20日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

JIS X 7011-1には、次に示す附属書がある。

附属書A(規定) 用語の定義

附属書B(規定) UNA構文文字列指定

附属書C(規定) 構文用ディレクトリ(構文用セグメント、構文用複合データ要素及び構文用単純データ要素)

附属書D(参考) 構文用コードディレクトリ

附属書E(参考) メッセージ内のセグメント及びセグメントグループの順序

附属書F(参考) セグメント誤認識防止セグメントグループUGH/UGTの使用

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 11. 4. 20

官 報 公 示：平成 11. 4. 20

原案作成協力者：社団法人 日本情報処理開発協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 情報部会 (部会長 棟上昭男)

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部情報電気規格課 (〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1) へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
2. 適合性	1
3. 引用規格	1
4. 定義	2
5. 構文文字	2
6. 文字レパートリ	3
7. 構文構造	3
8. メッセージ内の構成要素の認識と省略方法	5
9. データ要素内の文字の省略	7
10. 数値データ要素値の表現	7
11. 依存性注釈	8
12. セグメント誤認識の防止	8
附属書A(規定) 定義	9
附属書B(規定) UNA構文文字列指定	9
附属書C(規定) 構文用ディレクトリ (構文用セグメント, 構文用複合データ要素及び構文用単純データ要素)	9
附属書D(参考) 構文用コードディレクトリ	9
附属書E(参考) メッセージ内のセグメント及びセグメントグループの順序	9
附属書F(参考) セグメント誤認識防止セグメントグループUGH/UGTの使用	9
解説	91

白
紙

X 7011-1 : 1999
(ISO 9735-1 : 1998)

行政，商業及び輸送のための
電子データ交換(EDIFACT)
—業務レベル構文規則

—第1部：共通構文規則及び共通構文用ディレクトリ

Electronic data interchange for administration, commerce and transport (EDIFACT)—
Application level syntax rules (Syntax version number : 4)—Part 1 :
Syntax rules common to all parts,
together with syntax service directories for each of the parts

序文 この規格は、1998年に第4版として発行されたISO 9735-1 (Electronic data interchange for administration, commerce and transport (EDIFACT)—Application level syntax rules (Syntax version number : 4)—Part 1: Syntax rules common to all parts, together with service directories for each of the parts) について技術的内容を変更することなく日本工業規格として採用するために作成されたものであり、本体については原国際規格の同項目を全文翻訳し、附属書については、それぞれ原国際規格の同項目の内容を引用するものとした。

1. 適用範囲 この規格は、コンピュータ業務システム相互間で交される、バッチ及び対話形メッセージ構成に共通な構文規則を規定する。JIS X 7011群の全体に対する定義及び構文ディレクトリを含む。

2. 適合性 ある規格への適合性とは、すべてのオプションを含む要件のすべてをサポートしていることである。もし、すべてのオプションがサポートされていない場合、適合性の要求は、適合が要求されるそれらのオプションを明らかにする記述を含む。

交換データの構成及び表現がこの規格に規定された構文規則に適合しているならば、その交換データは規格に適合している。

この規格をサポートする機器が、規格に適合して構成されかつ表現されたデータを生成及び/又は解釈できるならば、規格に適合している。

適合基準は、この規格及び、JIS X 7011-2又はJIS X 7011-3の少なくとも一方となる。

この規格に、引用規格として規定のある規格は、適合性の条項の一部を構成する。

3. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、発効年(又は発行年)を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補には適用しない。発効年(又は発行年)を付記していない引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS X 0001 : 1994 情報処理用語—基本用語